

水道料金・下水道使用料などの未納に関する対応について

水道・下水道を使用されている方の多くは、各種料金を納期限までに納付されていますが、一部の方につきまちは納期限を超過しても未納の方がいます。

未納の方に対しては、督促状や催告書を送付し、早期に納付していただくよう促しています。それでもなお、納付されない場合や納付についての相談のない場合は、次のような対応を取っています。

水道(簡易水道)料金の滞納については、給水停止予告通知書を送付し、指定期限までに納付されない場合や納付誓約をしない場合には、やむを得ず給水停止を実施しています。その後は、裁判所への支払督促申立により債務名義(差し押さえ)を取得したうえで、財産差し押さえにより未納となっている料金を回収していくこととなります。

※集落排水使用料の滞納についても同様の取り扱いとなります。

また、下水道使用料や下水道事業受益者負担金、集落排水事業受益者負担金の滞納については、財産差押予告通知書を送付し、指定期限までに納付されない場合や納付誓約をしない場合には、給与や預貯金などの差し押さえにより未納料金を回収していきます。

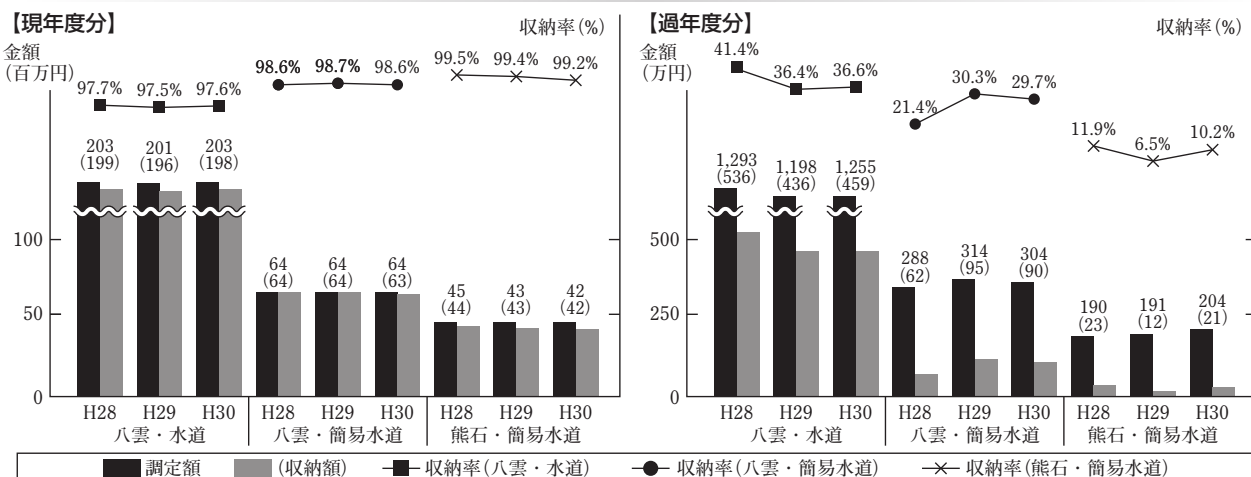
水道事業は皆さまからの料金収入を基本に運営されています。この料金収入が確保されなければ、施設の更新や維持管理ができなくなり、皆さまに安心・安全な水道水を安定的に供給できなくなります。

町では、財源の確保や公平性の確保の観点から、今後も引き続き滞納整理を強化していきますので、各種料金を滞納されている方は、できるだけ早い段階で納付または納付の相談をお願いします。

【問い合わせ・納付相談先】

- ・環境水道課業務係
☎0137-632020
- ・熊石総合支所地域振興課
☎01398-23111

水道・簡易水道 料金収納状況の推移



下水道・集落排水 使用料収納状況の推移

